（銀行持株会社の子法人等である特別金融商品取引業者等に対する特例）

第二条　前条本文の規定にかかわらず、銀行持株会社の子法人等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の三十一第二項に規定する銀行持株会社の子法人等をいう。）又は銀行の子法人等（銀行法第二十四条第二項に規定する銀行の子法人等をいう。）である特別金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の二第二項に規定する特別金融商品取引業者をいう。）については、平成二十三年十二月三十一日からこの告示の規定を適用することができる。

（証券化証券等に関する経過措置）

第三条　特別金融商品取引業者は、この告示の適用の日から平成二十五年十二月三十一日までの間、証券化証券等（コリレーション・トレーディングに係るものを除く。）の個別リスク相当額を新告示第十八条の九の規定により算出した額とすることができる。

○金融庁告示第百十九号

金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件（平成十九年八月金融庁告示第五十九号）第一条第十八号及び第十九号並びに特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年十二月金融庁告示第百二十八号）第一条第二十一号及び第二十二号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める適格格付業者及び適格格付機関並びに適格格付及び適格格付機関の格付に対応する区分を定める件（平成二十三年二月金融庁告示第十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十一月二十二日

金融庁長官　畑中龍太郎

第二条の見出しを「（適格格付並びに適格格付業者の格付に対応する区分及び適格格付機関の格付に対応する区分）」に改め、同条第二項中「川上連結告示第一条第十五号」を「単体告示第一条第六十七号、川下連結告示第一条第七十号及び川上連結告示第一条第十五号」に改め、「規定に基づき、」の下に「適格格付業者の格付に対応するもの及び」を加える。

附　則

（適用日）

1　この告示は、平成二十四年三月三十一日から適用する。

（最終指定親会社の子法人等である金融商品取引業者等に対する特例）

2　前項の規定にかかわらず、最終指定親会社（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社をいう。）の子法人等（法第五十七条の二第九項に規定する子法人等をいう。）である金融商品取引業者（法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいい、法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下同じ。）及び銀行持株会社の子法人等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の三十一第二項に規定する銀行持株会社の子法人等をいう。）又は銀行の子法人等（銀行法第二十四条第二項に規定する銀行の子法人等をいう。）である金融商品取引業者については、平成二十三年十二月三十一日から適用することができる。

○経済産業省告示第二百二十五号

遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成十六年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省令第一号）別表第一号の規定に基づき、遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定めるＧＩＬＳＰ遺伝子組換え微生物（平成十六年経済産業省告示第十三号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十一月二十二日から施行する。

平成二十三年十一月二十二日

経済産業大臣　枝野　幸男

別表第一を次のように改める。

別表第一　宿主・ベクター

宿主	ベクター（←は当該ベクターの由来を指す）
アスペルギルス・ニガー 1208-160	pUC19
Aspergillus niger 1208-160	
アスペルギルス・ニガー マクロスポルス nia2株	pUC118
Aspergillus niger var. macrosporus nia2	pUC119/PTptB（←pUC119）
アスペルギルス・ニガー ND48	pNAN8142f（←pUC118）
Aspergillus niger ND48	pUC18
	pUC118
アスペルギルス・オリゼ	pEBR322
Aspergillus oryzae	pNAG142（←pUC18）
	pUC19
	pUC118
	pUC119
アスペルギルス・フォエニシス ND205	pNAN8142f（←pUC118）
Aspergillus phoenicis ND205	
バチルス・アミロリクエファシエンス	pUC18
Bacillus amyloliquefaciens	
微工研菌寄第6804号、寄7775号（破棄）	
バチルス・リケニフォルミス DN2461	pUB110
Bacillus lichenformis DN2461	
バチルス・リケニフォルミス DN2717	pBR322
Bacillus lichenformis DN2717	pUB110
バチルス・サブティリス K2A1	pUB110
Bacillus subtilis K2A1	
バチルス・サブティリス M168由来株	pAMα1
Bacillus subtilis Marburg 168由来株	pND10（←pWB705）（←pUB110）
	pTB53（←pTB19）
	pUB18（←pUB110）
	pUB110
	pWB705（←pUB110）
ブレビバチルス・コンホンシンス HPD31	pUB110
Brevibacillus choshinensis HPD31（*Bacillus brevis* HPD31）	pNU210（←pUB110）
ブレビバチルス・コンホンシンス HPD31-M3	pUB110
Brevibacillus choshinensis HPD31-M3	pHT100（←pHT926）
（*Bacillus brevis* HPD31-M3）	
ブレビバチルス・コンホンシンス HPD31-SP3	pNY326（←pUB110）
Brevibacillus choshinensis HPD31-SP3	pNCM02（←pUB110/pUC119）
（*Bacillus brevis* HPD31-SP3）	
カンジダ・ボイジニ TK62	pUC18
Candida boidinii TK62	
コリネバクテリウム・アンモニアゲネス DAF-7	pRI109
Corynebacterium ammoniagenes DAF-7	
コリネバクテリウム・グルタミカム	pBY503
Corynebacterium glutamicum	pCG116（←pCG11）
	pPK4（←pHG298/pHM1519）
	pHB4（←pBR322）
エシェリキア・コリ B株	
Escherichia coli B株	
エシェリキア・コリ BL21	pAT153（←pBR322）
Escherichia coli BL21	pBBR122
	pBR322
	pET-21a(+)（←pBR322）
	pET-28a(+)（←pBR322）
	pKK388-1（←pBR322）
	pSE380（←pTrc99A）
	pTrc99A（←pBBR122）
エシェリキア・コリ BL21(DE3)	pET-21a（←pBR322）
Escherichia coli BL21(DE3)	pET-23d(+)（←pBR322）
	pGEX-4T2（←pBR322）
エシェリキア・コリ BL21(DE3)pLysS	pET-3a(←pBR322）
Escherichia coli BL21(DE3)pLysS	pET11a（←pBR322）
エシェリキア・コリ DB3.1	pBIN19（←pRK252/pBR322）
Escherichia coli DB3.1	pSMAH621（←pBR322/pVS1）